

## 第2次志摩市過疎地域持続的発展計画の策定について

---

### 1. 趣旨

---

現行の「志摩市過疎地域持続的発展計画」の計画期間が令和7(2025)年度をもって終了することを受け、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年4月1日施行。令和13年3月31日までの時限立法。以下「過疎法」という。)第8条の規定に基づき、新たに「第2次志摩市過疎地域持続的発展計画」(以下「本過疎計画」という。)を策定するものです。

### 2. 過疎地域の指定

---

令和3(2021)年4月1日に過疎法が施行され、本市では、合併前の5町のうち過疎法に定める要件を満たす浜島町、大王町、志摩町、磯部町が過疎地域とみなされ、一部過疎に指定されました。また、令和4(2022)年4月1日には阿児町を含めた市全域が過疎地域(全部過疎)に指定されました。

### 3. 過疎計画とは

---

過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、都道府県と協議したうえで、市町村議会の議決を経て定める計画(以下「市町村計画」という。)です。

市町村計画の策定により、有利な地方債である過疎対策事業債の活用など、過疎法で定める特別措置等の適用を受けることが可能となります。

#### <主な特別措置>

#### ①過疎対策事業債の発行(ハード事業、ソフト事業)

- ・充当率100%、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額への算入可。  
(ハード事業・ソフト事業それぞれに毎年の発行限度額あり。)

#### ②公立小中学校、保育所等の整備に係る国庫補助金の補助率のかさ上げ

#### ③産業振興促進事項に記載した業種(製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等)に対する以下の支援

- ・償却資産にかかる5年間の割増償却(所得税、法人税)
- ・土地、建物、償却資産に関する固定資産税の課税免除(3年間)  
(課税免除を行った場合、市税減収額の75%を普通交付税で減収補填。)

など

#### 4. 本過疎計画の概要

---

本過疎計画では、令和7年8月に策定された「三重県過疎地域持続的発展方針(令和8年度～令和12年度)」を踏まえ、志摩市総合計画との整合を図りながら、計画期間や基本方針、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項等を示しています。

- (1)計画期間:令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間
- (2)対象区域:志摩市 全域
- (3)基本方針:総合計画に掲げる基本構想(議案第28号)に基づき、まちの将来像の実現に向けて、持続可能なまちづくりをめざす。
- (4)基本目標:人口に関する目標  
「令和12(2030)年に、転入転出の均衡(転出超過数0人)をめざす」
- (5)施策:各分野の現況と課題、その対策及び事業計画

- ・移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ・産業の振興
- ・地域における情報化
- ・交通施設の整備、交通手段の確保
- ・生活環境の整備
- ・子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ・医療の確保
- ・教育の振興
- ・集落の整備
- ・地域文化の振興等
- ・その他地域の持続的発展に関し必要な事項